

## エネルギーと地球温暖化に関する検討委員会設置要綱

〔平成18年3月23日〕  
〔日本学術会議第10回幹事会決定〕

### （設置）

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、エネルギーと地球温暖化に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （職務）

第2 委員会は、地球温暖化を中心とするエネルギーと環境の問題について調査審議する。

### （組織）

第3 委員会は、14名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

### （設置期限）

第4 委員会は、平成19年3月31日まで置かれるものとする。

### （庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

### （雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この決定は、決定の日から施行する。